

令和5年7月14日

会 員 各 位

熊本市歯科医師会

7月の定例報告に関する注意

九州厚生局より、施設基準の届出状況や選定療養及び歯科衛生実地指導等の実施状況等についての報告を行うよう通知するハガキが、お手元に届いていることと思います。

九州厚生局のホームページにアクセスし、「施設基準の届出の確認について」と「留意事項」をお読みいただき、記載内容に従って、各自で必要な用紙をダウンロードしてください。

記入後は、8月1日(火)までに、九州厚生局熊本事務所へ送付して下さい。

九州厚生局ホームページ(<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/>)

→ 「施設基準の届出状況等の報告(定例報告)」 → 歯科の報告書一覧

特に、初診料を264点で算定している「**初診料注1の規程**」の施設基準を取得済の先生方は、提出にあたって下記の点にご注意ください。

・「様式2の7」の質問3

原則として、令和4年4月1日以降に受講した新研修(新興感染症対策を含んだもの)を記載します。

※ 修了証の添付は必要ありません。

・「様式2の7」の質問4

記載されている項目の中から該当するものを選んでチェック☑をいれます。「標準予防策」と「新興感染症に対する対策」は必須ですが、ほかの項目も全て実施することが原則となっています。

※ 修了証の添付は必要ありません。

なお、現時点で「**初診料注1の規程**」以外に、再度の研修が義務付けられている施設基準はありません。